

2 資産要件の原則と特例

施設を経営する法人の資産要件

原則 事業を行うために直接必要な物件について、

- ・ 所有権を有していること、又は、
- ・ 国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。

都市部等土地取得が極めて困難な地域においては、民間から敷地部分についてのみ貸与を受けていること。

すべての不動産について貸与又は使用許可を受ける場合には、1,000万円以上の基本財産を有していること。

特例 以下の施設を設置する場合に、特例の取扱いがある。

(1) 特別養護老人ホームを設置する場合

(2) 身体障害者更生援護施設を経営する既設法人が身体障害者福祉ホームを設置する場合

都市部等以外の地域においても、民間から施設用地の貸与を受けて設置することが可能。

(3) 小規模障害者通所授産施設を設置する場合

地域を問わず、1,000万円以上の資産を保有している場合には、当該施設の用に供する不動産のすべてについて民間からの貸与が可能。(この他、当該施設の経営を目的とする法人の設立には、5年間の事業実績、1県内での事業実施が必要。)

(4) 施設を経営する既設法人が通所施設を設置する場合

地域を問わず、当該通所施設の用に供する不動産のすべてについて民間からの貸与が可能。

施設を経営しない法人の資産要件

原則 原則として1億円以上(委託費等で安定的な収入が見込める場合は、所轄庁が認める額)の基本財産を有していること。

特例 以下の事業の経営を目的として法人を設立する場合の基本財産額については、一定の要件を満たした場合に緩和している。

(1) 居宅介護等事業(いわゆるホームヘルプ事業)の経営

(2) 地域・共同生活援助事業(いわゆるグループホーム事業)の経営

(3) 介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営

5年間の事業実績、1県内での事業実施を要件として、1,000万円以上の基本財産で足りることとする。